

えひめ地域産業力強化支援事業補助金交付要綱

制定：令和2年8月11日

愛媛県中小企業団体中央会

(通 則)

第1条 愛媛県中小企業団体中央会（以下「本会」という。）は、えひめ地域産業力強化支援事業に要する経費に対し、補助金交付の対象として本会が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内において補助金を交付する。本補助金に関しては、本会が定める「えひめ地域産業力強化支援事業補助金交付要綱（以下「本要綱」という。）」の定めるところによって実施するものとする。

(定 義)

第2条 この補助金において「補助事業者」とは、本要綱第7条第1項に基づく交付決定の通知を受けた中小企業者等をいう。

2 この補助金において、「中小企業者等」とは、別紙に記載した補助対象者をいう。

3 この補助金において、「えひめ地域産業力強化支援事業補助金事務局（以下「事務局」という。）」とは、本要綱第3条の目的を図るために、事務の一部を行う団体をいう。

(交付の目的)

第3条 新型コロナウイルス感染症が容易に市中に拡大しない社会環境の実現と積極的な社会経済活動を展開していくため、3密回避の行動を習慣化するとともに、新たな生活様式に基づき、感染予防の取組みを織り込んだ新たなビジネススタイルの定着を図る必要があり、そうした新たなビジネススタイルの定着に向けた取組みを行う事業者を支援することで、個々の事業者の経営力の向上と感染が広がりにくい社会の実現を目指し、地域の産業力全体の底上げを図ることを目的とする。

(交付の対象、補助金額及び補助率等)

第4条 補助金の交付を受けたい中小企業者等は、様式1-1による補助金に係る申請書及び様式1-2による事業計画書に提出書類を添えて、本会に提出しなければならない。

2 本会が交付する補助金の額は、補助対象経費総額の4分の3以内であって、200万円（消費税抜き）を限度とする。なお、交付の対象は、事業費総額が50万円（消費税抜き）以上の設備等の導入・改修及びシステム開発等である事業に限る。

3 補助対象経費は、補助事業の実施期間（以下「事業実施期間」という。）内において発生した設備等の導入・改修及びシステム開発等にかかる経費とする。

(補助事業の実施期間)

第5条 事業実施期間は、令和2年8月6日から令和3年1月31日までとする。ただし、補助事業者が第14条の規定に基づき本会から指示を受けた場合は、指示を受けた事業実施期間まで事業実施期間とすることができる。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする中小企業者等（以下「申請者」という。）は、様式1-3による補助金交付申請書に添付書類として定める書類を添えて、本会に提出しなければならない。

2 申請者は、第4条第2項の規定による補助金額の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の通知)

第7条 本会は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは交付決定を行い、様式2による補助金交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

2 前条第1項の規定による補助金交付申請書を受領してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、7日とする。

3 本会は、交付決定の通知に際して補助事業者に対し必要な条件を付することができる。
(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受け、その決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面をもって本会に申し出なければならない。

(補助事業の経理等)

第9条 補助事業者は、補助事業に要した経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、本会の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更の承認)

第10条 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ本会に様式3により計画変更を申請し、様式4による承認を受けなければならない。

(1) 補助金交付申請額の経費の額を変更しようとするとき。ただし、各経費額の20パーセント以内の増減を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 交付申請時に提出された事業計画書の計画の内容に変更をもたらすものでない場合

(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(3) 補助金交付申請時に取得するとしていた機械、器具、備品及びその他の財産を変更しようとするとき。

(4) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 本会は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(契約等)

第11条 補助事業者は、補助事業を行うため売買、請負、その他の契約をする場合は、見積もりを徴取しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業を行うため補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結しなければならない。

3 補助事業者は、前2項の契約にあたり、契約の相手方に対し、補助事業を適正に行うために必要な調査に協力を求める措置を講じなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第12条 補助事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を本会の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保

証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 本会が第16条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が本会に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、本会は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が本会に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) 本会は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 本会は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、本会が行う弁済の効力は、本会が支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

(事故等の報告)

第13条 補助事業者は、自己の責任によらない理由により、補助事業を予定の期間内に完了することができずと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに様式5による事故等報告書を本会に提出し、その指示を受けなければならない。

(事業完了期限の遅延)

第14条 補助事業者は、第5条に規定する日までに事業を完了する見込みがなくなったときは、速やかに様式6-1による補助事業遅延等報告書を本会に提出し、その指示を受けなければならない。

2 本会は、前項の報告があったときは、審査のうえ、完了期限の遅延等の理由を適正と認めるときは、様式6-2による遅延等報告書に対する指示について、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して14日を経過した日又は補助事業完了期限日のいずれか早い日までに、様式7による補助事業実績報告書を本会に提出しなければならない。

2 本会は、補助事業者がやむを得ない理由により第1項の補助事業実績報告書を提出できない場合は、期限を猶予することができる。

3 補助事業者は、前2項の実績報告を行うにあたり、補助事業に係る消費税等仕入控除税額

を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第16条 本会は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて、事務局により現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第10条第1項に基づく承認をした場合は、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式8により当該補助事業者へ通知する。

(補助金の支払)

第17条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に本会が支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の精算払を受けようとするときは、様式9による精算払請求書を本会に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第18条 本会及び事務局は、補助事業の適切な遂行を確保するため、必要があるときは、補助事業者に対し、補助事業に関し報告を求め、又は本会及び事務局の指定する者により補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問することができる。この場合において、補助事業者は協力しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第19条 本会は、次の各号の一に該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取消しすることができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく本会の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 補助事業者が、交付決定後に生じた事情の変更等により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(5) 補助事業者が申請内容の虚偽、本補助金を活用して取り組む事業について、国(独立行政法人等を含む。)が助成する他の制度(補助金、委託金等)との重複受給等が判明した場合

(6) 補助事業者が、反社会的勢力排除に関する誓約事項に違反した場合

(財産の管理等)

第20条 補助事業者は、補助対象経費(補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、補助事業期間内に取得財産等があるときは、第21条で処分を承認された財産を除き、補助事業の完了の日の属する国の会計年度終了後5年間管理しなければならない。

3 補助事業者が取得財産等を処分(補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付、担保に供する処分、廃棄等をいう。以下同じ。)することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を指定する口座に納付させることができるもの

とする。

(財産の処分の制限)

第21条 処分を制限する財産は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円(税抜き)以上の機械、器具、備品及びその他の財産とし、第15条第1項に定める様式7による補助事業実績報告書に記載して管理しなければならない。

2 前項の財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)及び経済産業大臣が定める期間を準用するものとする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式10-1による申請書を本会に提出しなければならない。

4 本会は、前項の規定による取得財産処分申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、処分内容が適性と認めるときは財産処分承認を行い、様式10-2による取得財産処分承認通知書を申請者に送付するものとする。

5 補助事業者は前項の承認を取得後、取得財産等を処分した場合、様式10-2による承認通知書に記載がある書類を様式10-3による財産処分報告書に添付して本会に送付するものとする。また、本会は、様式10-4による納付通知書により、前条第3項に基づきその収入の全部若しくは一部を指定する口座に納付させることができるものとする。

6 補助事業者は、第1項に規定する取得財産が災害により使用できなくなった場合若しくは立地上又は構造上危険な状態にある場合の取壊し又は廃棄を行った場合は、第3項の規定にかかわらず、様式11による財産処分報告書を本会に提出することにより、財産処分の承認を受けたものとみなすことができる。なお、この項の処分において、補助事業者は前条第3項の納付は免除される。

(秘密の保持)

第22条 本会及び事務局は、中小企業者等が本要綱に従って提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等(以下「提出書類等」という。)については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査及び政策効果検証等、本補助事業遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するものとし、入手した提出書類等については、善良な管理者の注意義務をもって適切に管理するものとする。なお、第19条第1項5号による重複受給の可能性がある場合であって、執行機関同士で申請書類の共有が必要な場合は、本条を適用しない。

2 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

(補助事業の手引き等)

第23条 本会は、補助事業の円滑な執行を図るため、本要綱に定めるもののほか、補助事業者に向けて交付する補助事業の手引き及び本会が定めるものに従い実施するものとする。

(個人情報保護に関する取扱い)

第24条 本会及び事務局は、申請者に関して得た情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って取り扱うものとする。

(反社会的勢力排除に関する誓約)

第25条 補助事業者は、反社会的勢力排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、応募申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他)

第26条 本会及び事務局は、補助事業者に対し、本要綱に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

中小企業者等について

補助対象者

(1) 対象者

愛媛県内に事業所を有する中小企業者（注1）及び個人事業主等

(2) 対象外

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある場合等
- ② 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）」第2条第1項の風俗営業（ただし、同項第1号の一部（料理店）及び第5号（ゲームセンター）は除く。）、同条第5項の性風俗関連特殊営業
- ③ 県税に未納がある者
- ④ 同一内容の事業について、国及び地方自治体が助成（国及び地方自治体以外の機関が国等から受けた補助金等により実施する場合を含む）する他の制度（補助金、委託費等）と重複する場合
- ⑤ みなし大企業（注2）
- ⑥ 令和2年8月6日以降に設立された企業

(3) 対象者比較表

対象となり得るもの	対象にならないものの例
① 会社及び会社に準ずる営利法人 （株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社） ② 中小企業組合 （事業協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、火災共済協同組合） ③ 個人事業主	① 医師、歯医者、助産師 ② 系統出荷による収入のみである個人農業者（個人の林業・水産業者についても同様） ③ 一般社団法人、公益社団法人 ④ 一般財団法人、公益財団法人 ⑤ 医療法人 ⑥ 宗教法人 ⑦ 学校法人 ⑧ 農事組合法人 ⑨ 社会福祉法人 ⑩ 特定非営利活動法人 ⑪ 申請時点で開業していない創業予定者 ⑫ 任意団体

(注1)

中小企業者（中小企業基本法に定める中小企業者の定義）

・資本金又は従業員数（常勤）が下表の数字以下となる会社または個人であること

業 種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下
⑤ ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
⑥ 旅館業	5,000万円以下	200人以下
⑦ その他の業種（上記以外）	3億円以下	300人以下

※常時雇用する従業員は労働基準法第20条の規定に基づく解雇の予告を必要とする者と解される。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期限を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試みの使用期間中の者は含まない。

(注2)

みなし大企業

次の(1)～(3)に該当する事業者は大企業とみなして対象者から除く。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者